

# 令和5年度「日本ふるさと名産食品展 in ニューヨーク」 出展事業者 募集のご案内

農林水産省（[2022年の農林水産物・食品の輸出実績の概要](#)）によれば、2022年（1～12月）の農林水産物・食品の輸出額は1兆4,148億円。2021年比で14.3%（1,766億円）増加し、過去最高を記録しました。多くの国・地域で、小売店やEC販売等の販路への販売が引き続き堅調だったことに加え、円安による海外市場での競争環境の改善も追い風となり、多くの農水産物の品目で輸出額が伸び、更には政府が輸出支援プラットフォームを設立するなどの輸出拡大の取組みを行ったことが後押しとなりました。

特に輸出額が大きい国では、中国・香港に次いで、アメリカ（1,939億円、前年比14.5%増）が記録し、アメリカでは健康意識の高まる中で日本食が注目されております。そのような状況の中で、ニューヨークは、世界中から多くの人が集まることから、世界の情報の発信地となっており、また日本で生み出された良質な食品の販路開拓において重要な場所となっております。

以上のことを踏まえ、クレアでは、令和3・4年度に引き続き、“世界で最もクールな街”とも言われているブルックリン区に立地するJapan Villageにおいて、「日本ふるさと名産食品展 in ニューヨーク」を開催します。米国、特にニューヨークへの販路開拓に取り組む事業者の皆様には、本事業をテストマーケティングの機会としてご活用いただきたく思います。また、こうした事業者を支援する自治体には、地域産品の海外展開の機会や地元観光のアピールの場としてご利用いただけます。

## ◇事業概要

事業名称	日本ふるさと名産食品展 in ニューヨーク (英名: Japan Local Specialty Fair in New York)
開催場所	ニューヨーク市ブルックリン区 Japan Village (ジャパンビレッジ) 2階催事スペース
開催日程	令和6年2月22日(木)～25日(日)(4日間)
開催時間	12:00～19:00 (会場のオープン時間に合わせ変更する可能性があります。)
主催	一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR)
出展品目	原則日本国内で製造され、正規の輸出入手続きにより納入された地場の食品及び飲料品
販売方法	買取販売(現地販売者サンライズマート社による) ※詳細は自治体及び事業者向けオンライン募集説明会にて案内予定
応募期限	令和5年7月21日(金) 17時 必着

## ◇Japan Village (ジャパンビレッジ)

ニューヨークブルックリン区に位置するジャパンビレッジは、日本食スーパー、フードコート、居酒屋レストラン、日本酒専門店などを兼ね備えた複合型ショッピングセンターです。白人、アジア系、ヒスパニックと多様な客層が来店する中、本地域は再開発地域として注目度も高く、今後の成長・拡大が見込まれています。

Japan Village HP (<https://japanvillage.com/>)



## ◇自治体へのサポート

### 1 自治体及び自治体が運営する輸出促進協議会等の団体も出展できます

自治体独自で企画されなくても、本食品展に出展することで、地域の特産品等を PR することができます。

### 2 自治体が支援する企業の出展に対し、専門的な知識・経験からアドバイスします

出展に当たり、輸出手続き等について助言が受けられますので、輸出経験のない事業者でも安心して出展していただくことができます。

### 3 食品展の開催ノウハウについて情報提供します

独自に食品展を開催する意向がある自治体に対して、準備段階からフォローアップに至るまでの業務手順や課題について経験に基づき情報提供します。

### 4 観光 PR に関連した販促イベントを行います

特産品の販売と併せて現地のブースや特設ホームページ内で観光 PR をすることで、来場されたお客様に向けて自治体の魅力を発信することができます。

## ◇出展事業者へのサポート

### 1 出展に要する経費を負担します

共有部分装飾、食品展開催にかかわる全体の広告宣伝、共有通訳などをクリアが用意します。

### 2 輸出入手続きなど出展に必要な準備をサポートします

米国への輸出に必要な申請など、事前の説明会の実施、個別相談などを通して煩雑な手続きをサポートします。また販売員、現地での消耗品の手配などの支援も行いますので、初めて海外食品展に出展される方も安心して出展できます。

### 3 出展効果を高めるために専門的な知識・経験によりアドバイスをを行います

出展予定商品の販売価格や輸出数量の設定、効果的な販売方法などについて、米国のマーケット事情に即した専門的なアドバイスを事前に提供します。

### 4 会場でのテストマーケティング結果をフィードバックします

主催者側がヒアリング調査を実施し、該当商品の販売動向、購入者の属性、商品に対する参加者の反応などを食品展終了後にフィードバックします。

## ◇募集対象・要件

### 1 事業者に関する要件

- 食料・飲料品を製造または販売しており、米国における市場開拓を希望している日本国内に所在する事業者（法人・団体）であること（卸売業者は除く）
- 開催期間中を通して、事業者の渡航人員やマネキンなどの現地販売スタッフを確保すること（事業者自身が渡航し販売 PR を行う場合でも、事業者自身が開催時間を通して販売テーブルに常駐すること）
- 米国食品安全強化法（FSMA）の施行に伴い、原材料及び製造工程に関する全ての情報開示が求められるため、お申込みに当たり、以下の（１）～（７）の提出が必須となること

（１）【様式③-1】基本情報

（２）【様式③-2】商品詳細

(3) 【様式③-2-1】 米国アレルギーチェック表

(4) 【様式③-2-2】 米国栄養成分表

(5) 【様式③-3】 製造工程表 (HACCP)

※県版 HACCP 又は ISO22000、FSSC22000 等の計画書及び認定証でも代用可

(6) 【様式③-4】 FDA 施設登録確認書 (未登録の場合)

(7) 【様式③-5】 FDA 施設登録確認書 (登録済みの場合)

\*上記、(1)～(7)は一つのエクセルファイルにタブでシート( )を分けて収められておりますので、それぞれの様式ごとに必要事項をもれなくご入力のうえ、【様式①】回答書、ならびに【様式②】出展企画書、【様式④】誓約書とセットで申込時にご提出ください

●食品展開催期間中、販売テーブルにおいて試食・試飲を実施すること、そのための試食・試飲用の「商品サンプル(\*)」を無償でご用意いただくこと

\*数量や提供方法、提供に必要な備品・什器の手配等、詳細は自治体及び事業者向けオンライン募集説明会にてご案内いたします

試食試飲用のサンプルは事前に輸出コンテナへ梱包することが必要です。手持ち、現地調達は事前に承諾を得ていただく必要があります。(買取商品との混在防止、サンプル数管理のため)

●食品展開催期間中、販売テーブルに設置する商品の長短を紹介する英語版のPOP(\*)を各社にてご用意いただくこと

\*記載内容、サイズ、ディスプレイ方法等、詳細は自治体及び事業者向けオンライン募集説明会にてご案内いたします

●食品展開催期間中、クリアもしくは運営事務局(受託事業者)の指示に従うこと

●自社のWEBサイト(\*)に英語の商品ページ(主催者側SNSによる事前告知などに使うため)があること、もしくは出展に向けて作成いただくこと

\*WEBサイトの内容に関して、「商品写真」「商品説明(英語表記)」「商品原材料(英語表記)」については最低限ご準備いただくようお願いします(英語仕様であればFacebook、Instagram等SNSでも可)

\*英語制作のご対応を期限内にいただけない場合、事務局で作成し、作成に係る実費をご請求する場合があります

●備品や販売スタッフといったオプション申込を所定の期限内に行っていただけること

\*期限を過ぎた後の申し込みに関しては、原則対応致しかねます

●出展商品の選定・発注(買取)条件等、本事業の目的に対するご理解とご協力をいただくこと

その他、個別のご相談に関してはお問合せください。

## 2 商品の要件

●制度上米国へ輸出可能な、日本国内で生産・製造された食料・飲料品であること

※常温保存、冷蔵保存、冷凍保存いずれでも可

※冷蔵・冷凍販売が必要な場合、会場に設置する冷蔵・冷凍庫はレンタル(出展者負担)となります

●店頭陳列した時点で最低2~3か月以上の賞味期限を有している商品であること

※日本からの輸送日数を考慮した場合、日本の輸出港に到着した時点で約6~7ヶ月程度が必要となります

※前年度は日本からNYまでの輸送に約2か月程度を要しました

●以下の枠内記載の「募集除外商品」に該当しない商品であること

《募集除外商品とは?》米国の法制度により輸入や販売に規制がある商品及び輸出申請に長期間かかる商品は、今回の募集除外商品となります

- 肉類（肉エキス・ゼラチン等を含む）
- 卵を含む商品（加熱焼成されたものは可。例）焼き菓子、焼き生地など）
- 頭と内臓が除去されていない魚加工品
- 乳製品（加熱したものは可）、乳製品を含む商品（生乳を使用した商品は不可。粉乳を使用した商品、焼き菓子は可）
- 野菜、果物の一部（加工品を除く）
- 生鮮品
- ステビア、紅麹、くちなし、紅花、銅葉緑素、マリーゴールド、赤色（100番台）、その他合着においてはFDA許可色素（赤3,40、黄5,6、青1）は可、等の一部の着色料を含む商品
- 酒、アルコール飲料

※ご不明な点については個別にご相談下さい

### 3 募集事業者数・商品数

15~20事業者程度、75~100品目程度（1事業者当たり最大5品目を目安としております。）

### 4 米国への輸出に必要となる書類

輸出時に米国食品安全強化法（FSMA）に基づくFDA（米国食品医薬品局）への施設登録番号が必要となります。合わせてDUNS登録時の情報も必要となります。（DUNSナンバー、英文社名・住所）

※お持ちでない場合は申請が必要です。

【ご参考】FDA登録サイト（英語）

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FoodFacilityRegistration/default.html>

※その他、米国への食品輸出については以下のウェブサイトをご参照ください。

- ・「日本からの輸出に関する制度 米国」（ジェトロ）

[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/foods/exportguide/](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/)

- ・「貿易投資相談Q&A（輸出） 米国」（ジェトロ）

[https://www.jetro.go.jp/qatop/qa/n\\_america/us/export/](https://www.jetro.go.jp/qatop/qa/n_america/us/export/)

- ・ DUNS情報不明な場合のお問い合わせ先： 株式会社東京商工リサーチ

<https://www.tsr-net.co.jp>

## ◇お申込方法

### 1 申込手順

#### ●事業者の皆様

『【様式②】出展企画書、【様式③-1~5】商品提案書等、【様式④】誓約書』に必要事項をご記入の上、所在する都道府県・政令指定都市の担当部署へお申し込みいただきますようお願いいたします（出展品リストは現時点では分かる範囲で結構ですが、写真は必ず添付下さい。また可能な限り画質の良いものをお願いいたします。）。

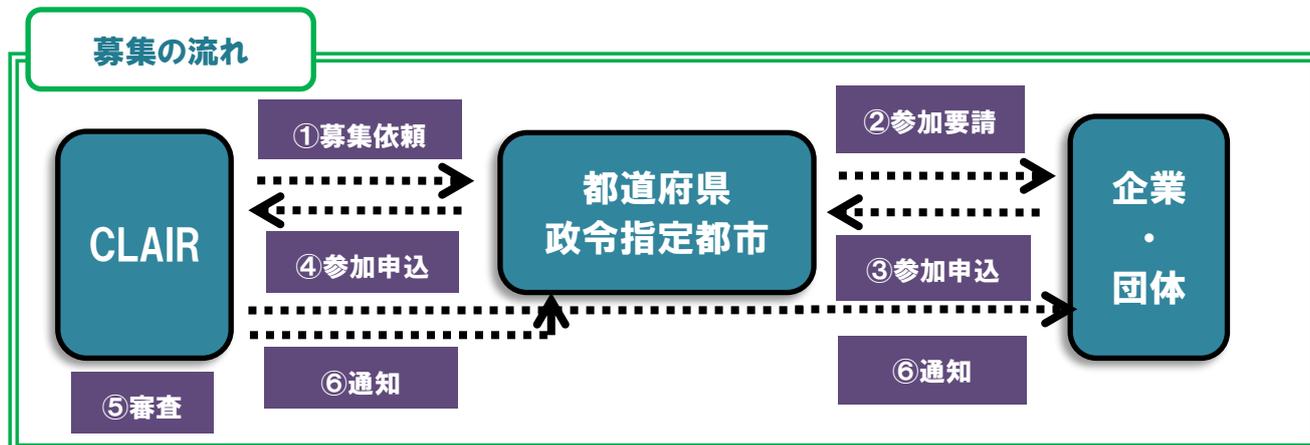
※提出先はこちらをご覧ください。

<自治体国際化協会 支部一覧>

<http://www.clair.or.jp/j/clair/sibulist.html>

※お問い合わせ先については、7ページに記載の「お問い合わせ先」をご覧ください。

## ●自治体の皆様



事業者から提出される『【様式②】、【様式③-1~5】、【様式④】』を取りまとめ、『【様式①】回答書』をご記入の上、締切日までに（一財）自治体国際化協会経済交流課へメールでご提出ください。

※申込書の最終提出締切り

令和5年7月21日（金）17時 必着（期限厳守）

クリアメール：[keishin@clair.or.jp](mailto:keishin@clair.or.jp)

※自治体担当者様は、事業者より応募があった場合、関連書類の受領の都度、関連書類をクリアまでご提出ください。（提出期限直前に申請書類に不備が確認された場合、選考に影響を及ぼす場合がありますので、お早目の提出を企業・団体にお声かけください。）

## 2 出展事業者の決定

提出された『【様式①】回答書』『【様式②】出展企画書』『【様式③-1~5】商品提案書、施設登録確認書』『【様式④】誓約書』により運営事務局が必要書類の確認を行なった後、現地販売者（サンライズマート社）による審査（\*）を経て出展事業者（商品）を選定し、7月28日（金）に自治体・各事業者へ書面により通知いたします。

\* 審査において現地販売者等からリクエストがあった場合、原則として選定用の「商品サンプル」を米国現地へ送付（エア便／事業者負担）いただいた上で、オンラインによる個別商談を行う可能性もあります。

※米国の食品輸入規制に適合しない商品は出展できません。

《出展事業者の選定基準》

出展事業者の審査は次の項目を含め、総合的に判断し選定します

- ・これまでの輸出実績や今後の輸出実現への可能性
- ・自治体及び出展商品のバランス
- ・サンライズマート社による買取希望の有無

## ◇自治体及び事業者向けオンライン募集説明会

応募を検討している自治体・事業者を対象に、本食品展・開催店舗の概要、米国市場の現況及び輸出手続きにかかる注意事項、効果的な販売方法、オプション、事業が変更又は中止となった場合の対応等についてご説明するため、1回目：6月14日（水）、2回目：7月6日（木）にオンラインによる「自治体

及び事業者向けオンライン募集説明会」を開催します。参加を希望される方は1回目申込締切：6月13日（火）正午、2回目申込締切：7月5日（水）正午までに別添『【様式⑤】説明会参加申込書』を [keishin@clair.or.jp](mailto:keishin@clair.or.jp) へご送付ください。

※自治体及び事業者向けオンライン募集説明会に関しては、事業者からの直接申し込みも可能です。なお、当日参加が難しい方に対しては、後日、収録した説明会の動画を配信する予定ですので、申込書の配信希望欄にチェックを入れてください。（配信期限：7月21日）

**◇出展事業者の費用負担（詳細は自治体及び事業者向けオンライン募集説明会にてご案内いたします）**

	クリア負担	出展事業者負担
会場設備及び装飾費	会場設営・装飾、共同看板、案内用看板等の製作費	独自に必要なとする場合の設備・備品等の手配・設置・撤去等に関する諸費用 ※例：TV モニター、バナー、PC、Wi-Fi ルーターなど各種レンタル機材等
販売経費	出展事業者ならびに商品紹介用 WEB サイトの作成にかかる費用 SNS を活用した事前告知（集客）	独自の実演・試食等に必要となるレンタル家電機器（冷凍・冷蔵ショーケース、IH コンロ、湯沸かしポットなど）、や使い捨て什器類及び消耗品等の諸費用・電源 ※別途費用による事前手配や調達代行も可能です。
販売員経費	共同の販売員（兼通訳）の人件費	販売員（いわゆるマネキン）を専属として雇用する費用
その他	共同使用消耗品購入費（ゴミ袋、使い捨て手袋、ハンドサニタイザー等）	事業者スタッフ渡航費、滞在費（宿泊・交通費・食事代等）

**◇スケジュール（食品展開催期日：令和6年2月22日（木）～25日（日））**

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年1月	2月	3月
出展事業者募集	→									
出展事業者決定		→								
申請書類準備			→							
FDAへの申請			→							
商品の納品				→						
輸出、通関					→					
海上輸送（横浜～NY）						→				
食品展の開催									→	
結果報告										→

※上記のスケジュールは変更する可能性があります。

※食品展の開催前日2月21日（水）の午後、会場搬入・設営とオリエンテーションを行います。

## ◇注意事項

- 出展決定後、現地側の法規制の変更等により出展の条件が変更になる場合がありますので、ご注意ください。また、物流事情の悪化等によるコンテナ輸送の遅延、天災地変、戦乱、暴動、疫病（新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を含む）、テロ又は官公署の命令などにより事業が変更又は中止となる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 会場全体の基本構成や各出展事業者の配置は主催者側にて決定させていただきます。
- 複数の出展事業者により構成されている団体が出展する場合は、代表者を定めていただきますようお願いいたします。クリアとしては代表者と連絡・調整を行い、各構成者への連絡等は代表者をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- 開催期間中、クリア職員及び運営委託先スタッフが、HP、機関誌、報告書、情報発信記事等に掲載するために会場内の様子を撮影する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご提供いただきました個人情報等は、事業実施のため運営委託会社等の関係者に提供いたします。あらかじめご了承ください。
- 過去の開催概要 (<http://economy.clair.or.jp/activity/exhibition/exh-past/>) をこちらのウェブサイトに掲載しておりますので参考にしてください。

## ◇令和4年度食品展 in ニューヨークの会場の様子



食品展会場の様子(1)



食品展会場の様子(2)



食品展会場の様子(3)



事業者と来場者との交流の様子

## ◇お問い合わせ先

<運営事務局（運営委託先主管者）>

- ◆日本食文化振興協会（JFCA）  
担当者：二見義之（ふたみよしゆき）

E-mail : [yfutami@jfcausa.org](mailto:yfutami@jfcausa.org)

※Ccに（一財）自治体国際化協会 交流支援部経済交流課（E-mail : [keishin@clair.or.jp](mailto:keishin@clair.or.jp)）を加えていただくようお願いします。